

第3章 特定健康診査・特定保健指導の実施(法定義務)

1. 第3期特定健康診査等実施計画について

医療保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条において、実施計画を定めることとされている。この計画に基づく特定健診・保健指導は、食事・喫煙などに関する不適切な生活習慣が引き金となり、肥満、脂質異常、高血糖、高血圧から起こる虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の発症・重症化を予防し、医療費を適正化するため保険者が共通に取り組む保健事業である。

なお、この計画は第1期及び第2期は計画期間5年としていたが、医療費適正化計画等が見直されたことから、第3期（平成30年度以降）からは計画期間を6年として策定する。

2. 目標値の設定（図表19）

特定健診実施率は、直近の実績ではかい離があるが、引き続き実施率の向上に向けて取り組みを進めていく必要があると考え、平成26年度実績35.5%の1.44倍を平成30年度目標実施率に、その後年度ごとに4%向上を目標値として、平成35年度70%以上を目標に設定する。

保健指導実施率は、第2期計画目標60%をおおむね達成しているため、第2期計画目標値の5%増で維持する設定とした。

【図表19】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健診実施率	51%	55%	59%	63%	67%	71%
特定保健指導実施率	65%	65%	65%	65%	65%	65%

3. 対象者の見込み（図表20）

特定健診対象者数は、被保険者数が減少しているため、平成29年度対象者1,439人を基準に各年度15人減少を見込みとする。

特定健診受診者中、保健指導の対象となる者の割合は、平成23～27年度の平均である11.6%で設定する。

【図表20】

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健診	対象者数	1,424人	1,409人	1,394人	1,379人	1,364人	1,349人
	受診者数	726人	775人	822人	869人	914人	958人
特定保健指導	対象者数	84人	90人	95人	101人	106人	111人
	受診者数	55人	58人	62人	66人	69人	72人

4. 特定健診の実施

(1) 実施方法

特定健診実施機関に委託する。委託する実施機関と個別契約し、集団方式及び個別方式で実施する。

- ①集団健診（南幌町保健福祉総合センター他）
- ②個別健診（委託医療機関）

(2) 特定健診委託基準

高齢者の医療の確保に関する法律第 28 条、及び実施基準第 16 条第 1 項に基づき、具体的に委託できる者の基準については厚生労働大臣の告示において定められている。

なお、利用者の利便性を配慮する。

(3) 健診実施機関

特定健診実施機関については、町のホームページに掲載する。

(参照)URL：<http://www.town.nanporo.hokkaido.jp/>

(4) 特定健診実施項目

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定保健指導を必要とする人を抽出する国が定めた項目に加え、追加の検査を実施する。また、血中脂質検査のうち LDL コレステロールについては、中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合は non-HDL コレステロールの測定に変えられる。(実施基準第 1 条 4 項)

◆すべての対象者に実施する検査

	項目	内容
基本的な健診の項目	既往歴の調査 身体診察 身体計測 血圧の測定 肝機能検査 血中脂質検査 血糖検査 尿検査	質問票 自覚症状および他覚症状の有無 身長、体重および腹囲、BMI の測定 GOT、GPT、 γ -GTP 中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール 空腹時血糖またはHbA1c 尿糖、尿蛋白、尿潜血
南幌町国保が追加した項目	血中脂質検査 腎機能検査 貧血検査 心電図検査	総コレステロール 血清尿酸、血清クレアチニン、尿アルブミン ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数 体表面 12 誘導

◆基準に該当しかつ医師が必要と認めるものに対して実施する検査

眼底検査

※特定健康診査当日から1か月以内に眼底検査を受けなかった場合は、受診勧奨とする。

◆2次健診の項目

75gOGTT（75g経口ブドウ糖負荷試験）

※積極的支援対象者に対して初回のみ実施する。

血糖値とインスリン分泌量の相関やインスリン抵抗性の有無を確認する。その結果、自分の身体の状況を理解した上で生活習慣改善に活かしていくことを目的に実施する。

（5）実施時期

5月から翌年3月末までとする。

（6）医療機関との適切な連携

治療中であっても特定健診の受診対象者であることから、かかりつけ医から本人へ健診の受診勧奨を行うよう、医療機関へ十分な説明を実施する。

また、本人同意のもとで、保険者が診療における検査データの提供を受け、特定健診結果のデータとして円滑に活用できるよう、かかりつけ医との協力及び連携を図る。

（7）代行機関

特定健診等結果の管理は、北海道国保連に事務処理を委託する。

（8）健診の案内方法・健診実施スケジュール（図表21）

実施率を高めるためには、対象者に認知してもらうことが不可欠であることから、本町ホームページや広報誌を活用し、広く周知するとともに、集団健診の日程に合わせた受診勧奨を行う。また、特定健康診査受診券（以下「受診券」という。）と受診案内を対象者全員に個別送付する。

なお、受診する際は、受診券と被保険者証の両方を医療機関の窓口へ提出する必要がある。受診券の発送予定、健診実施予定などは、次のとおりである。

【図表 21】

保険者年間実施スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施機関との契約	●											
次年度の対象者の抽出、受診案内の作成	●											対象者抽出●
受診券の作成と送付	←→											
特定健康診査の実施 (個別医療機関方式)	←→											
特定健康診査の実施 (集団方式)			●					●			●	
特定健康診査の結果説明	←→											
特定保健指導の実施	←→											
診療報酬支払基金実施報告								●				
電話勧奨		●						●		●		
個別勧奨				●				●		●		

受診券見本

受診券の有効期限は3月31日、75歳に達する方は、誕生日の前日である。

		(表面)	
		健診内容	自己負担額
		特定健診(基本項目)	1,000円
●●年度 特定健康診査受診券			
受診券整理番号	*****	交付年月日	〇〇〇〇年(元号年)●月●日
氏名	※氏名は、カタカナ表記		
性別	生年月日	〇〇〇〇年(元号年)●月●日	
有効期限	〇〇〇〇年(元号年)●月●日		
保険者所在地	北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号	保険者番号・名称	00011049 南幌町 (公印省略)
保険者電話番号	011-378-2121	支払代行機関番号	90199027
※受診券に関する問合せ先の電話番号となります。		支払代行機関名	北海道国民健康保険団体連合会

		(裏面)
<p>◀ 特定健康診査受診上の注意事項 ▶</p> <p>1. 受診券の住所欄に変更がある場合、ご自宅の住所を自署してください。(特定健康診査受診結果等の送付に用います。)</p> <p>2. 特定健康診査を受診するときには、この受診券と被保険証を窓口に出すしてください。どちらか一方だけでは受診できません。</p> <p>3. 特定健康診査は受診券に記載してある有効期限内に受診してください。75歳になられる方は、誕生日の前日まで受診できます。</p> <p>4. 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者等において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。また、この券で受診する追加項目、その他(人間ドック)健診についても同様です。</p> <p>5. 健診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。</p> <p>6. 南幌町国保被保険者の資格が無くなったときは、この券を使用しての受診はできません。すみやかにこの券を保険者等にお返しください。</p> <p>7. 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪としての懲役の処分を受けることもあります。</p> <p>8. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者等に差し出して訂正を受けてください。</p>		
修正記入欄		
<div style="display: flex; justify-content: space-between; padding: 5px;"> 〒 — </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">住所</div>		
<p>* 特定健診は国の法律によって義務付けられた健診です。生活習慣病のためにも是非受診しましょう。</p> <p>* この受診券を受領した方のうち、妊産婦、6ヶ月以上医療機関や福祉施設等に入院(入所)している方は特定健診の対象外となります。保険者までお知らせください。</p>		

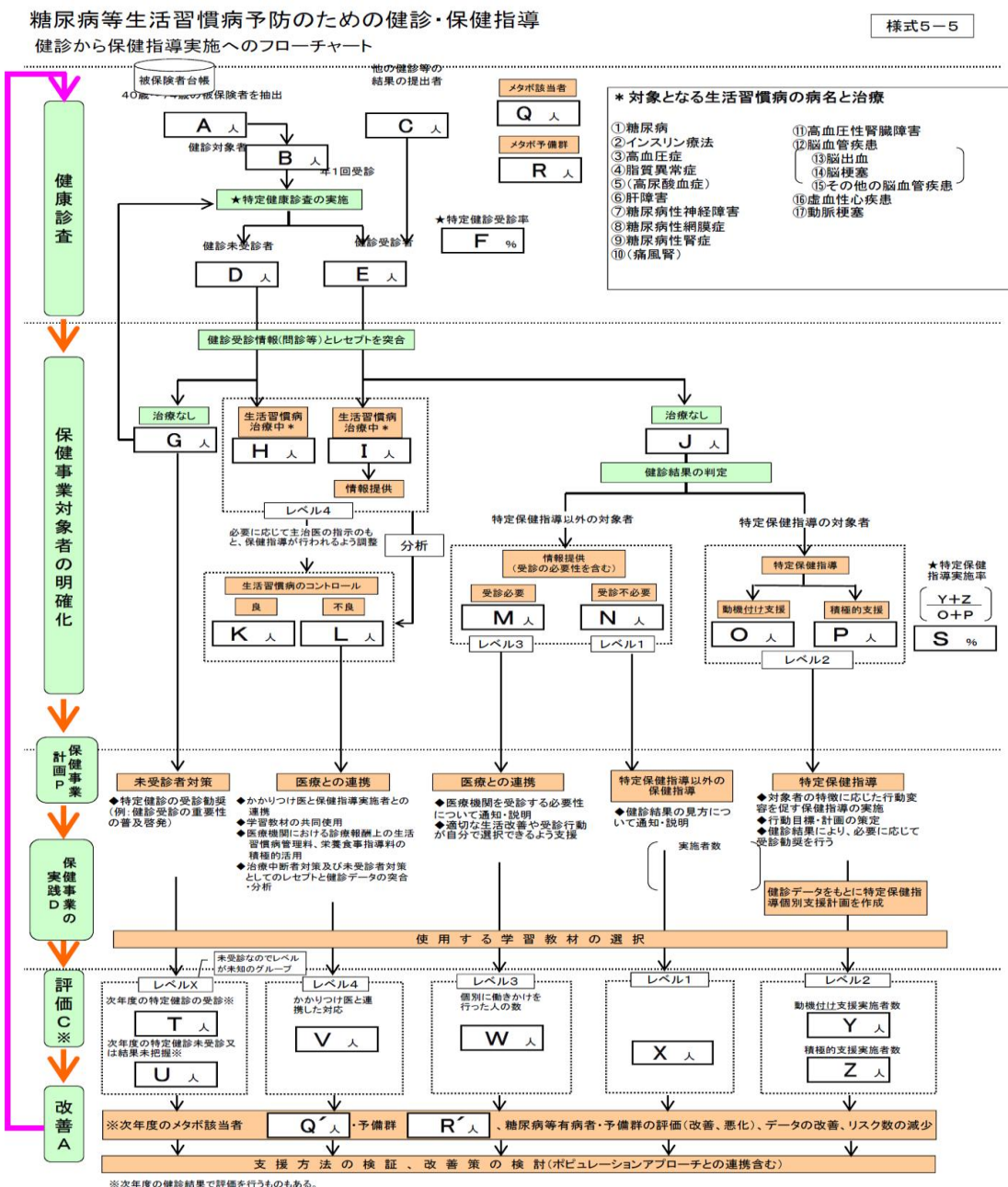
5. 特定保健指導の実施

特定保健指導については、保健福祉課への執行委任の形態で個別に実施し、今後においても糖尿病、高血圧、脂質異常症、慢性腎臓病における重症化予防対策（保健指導）が必要と考える。特定保健指導対象外の方にも、受診が必要な情報提供者（腹囲やBMIが基準を超えていなくても、検査結果の悪い方）にも、保健指導を行う必要があると考える。

(1) 健診から保健指導実施の流れ（図表 22）

「標準的な健診・保健指導のプログラム(平成 30 年版)」様式 5-5 をもとに、健診結果から保健指導対象者の明確化、保健指導計画の策定・実践評価を行う。

【図表 22】



(2) 保健指導対象者数の見込み、選定と優先順位・支援方法 (図表 23)

【図表 23】

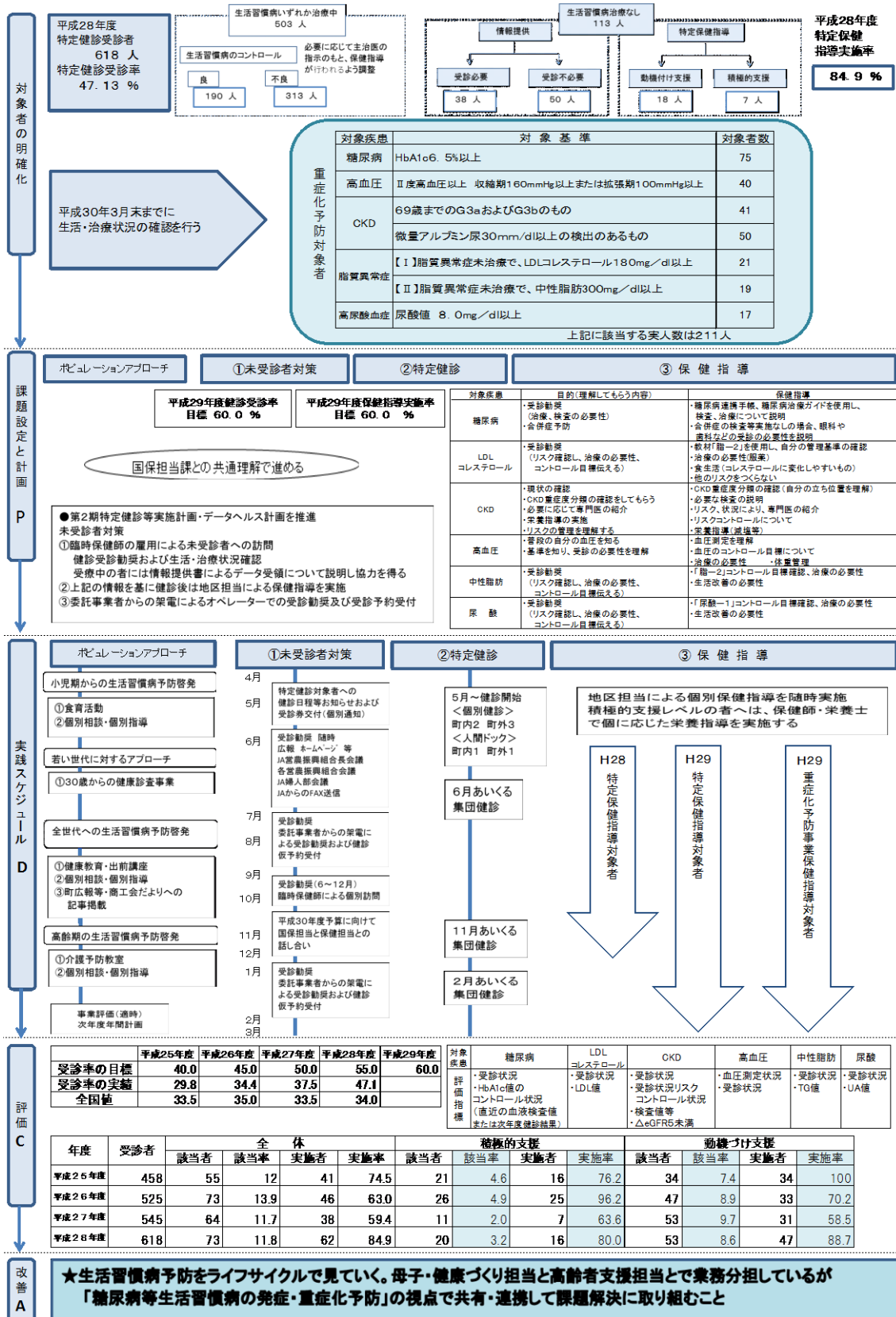
優先順位	様式 6-10	保健指導レベル	支援方法	対象者数見込 (受診者の〇%)	目標実施率
1	O P	特定保健指導 O：動機付け支援 P：積極的支援	◆対象者の特徴に応じた行動変容を促す保健指導の実施 ◆行動目標・計画の策定 ◆健診結果により、必要に応じて受診勧奨を行う	80人 (10.1)	65%
2	M	治療なし (受診必要)	◆医療機関を受診する必要性について通知・説明 ◆適切な生活改善や受診行動が自分で選択できるよう支援	110人 (13.9)	HbA1c6.5以上については 100%
3	D	健診未受診者	◆特定健診の受診勧奨(例：健診受診の重要性の普及啓発、簡易健診の実施による受診勧奨)	791人 ※受診率目標達成までにあと253人	60%
4	L	生活習慣病治療中(コントロール不良)	◆かかりつけ医と保健指導実施者との連携 ◆学習教材の共同使用 ◆治療中断者対策及び未受診者対策としてのレセプトと健診データの突合・分析	200人 (25.2)	—
5	N	治療なし (受診不必要)	◆健診結果の見方について通知・説明	130人 (16.4)	—

(3) 生活習慣病予防のための健診・保健指導の実践スケジュール

目標に向かっての進捗状況管理とPDCAサイクルで実践していくため、年間実施スケジュールを作成する。(図表 24)

【図表 24】

糖尿病等生活習慣病予防のための健診・保健指導の実践スケジュール（平成29年度）
対象者の明確化から計画・実践・評価まで



6. 個人情報の保護

(1) 基本的な考え方

特定健康診査・特定保健指導で得られる健康情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン、南幌町個人情報保護条例を踏まえた対応を行う。

また、外部委託により実施する特定健康診査についても、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定める。

(2) 特定健診・保健指導の記録の管理・保存期間について

特定健康診査・特定保健指導の記録の管理は、特定健康診査等データ管理システムで行い、保存義務期間は、記録の作成日から最低5年間又は加入者が他の保険者の加入者となった日の属する年度の末日までとする。保存期間の満了後は、保存してある記録を加入者の求めに応じて当該加入者に提供するなど、加入者が生涯にわたり自己の健診情報を活用し自己の健康づくりに役立てるための支援を行う。

7. 結果の報告

実績報告については、特定健診データ管理システムから実績報告用データを作成し、健診実施年度の翌年度11月1日までに報告する。

8. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

特定健康診査等実施計画及び趣旨の普及啓発については、本町の広報誌及びホームページに加え、各種通知や保健事業等の実施に併せて啓発パンフレット等の配布を行い、公表・周知を行う。